

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20240611	有限会社斐川タクシー (法人番号 6280002006417) 代表 者谷本芙美子	島根県出雲市斐川町直江 4829番地1	直江営業所	島根県出雲市斐川町直江 4829番地1	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警告	道路運送法(以下「法」) 第23条第3項及び法27 条第3項	令和5年10月3日、情報提供を端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)運行管理者の解任届出違反(道路運送法第23条第3項)、(2)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項及び第2項)、(3)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(4)乗務員等台帳の記載事項等義務違反(運輸規則第37条第1項)、(5)整備管理者の研修受講義務違反(運輸規則第46条)	2	2